

令和5年度第3回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和6年3月15日（金）10:13 ～ 10:45 （32分）

2 会 場：秘書課研修室（本館7階 ドアNo.772、774、776）

3 出席者：

農林水産省	河 南 健	大臣官房秘書課長
同	横 田 正 明	大臣官房地方課管理官
同	窪 山 富士男	大臣官房参事官
同	柴 田 裕 之	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課調整官
同	玉 原 雅 史	大臣官房統計部管理課長
同	平 中 隆 司	消費・安全局総務課長
同	川 本 登	農産局総務課長
同	山 里 直 志	農村振興局総務課長
同	河 村 仁	水産庁漁政課長
同	大 坂 浩 之	大臣官房秘書課人事調査官
同	三 宅 建 史	大臣官房秘書課人事企画官
全農林労働組合中央本部	渡 邊 由 一	書記長
同	村 上 嘉 則	財政局長
同	立 花 賢 司	組織教宣部長
同	関 真 寿	調査交渉部長（非現業担当）
同	轟 政 浩	調査交渉部長（独法担当）

（三宅秘書課人事企画官）

ただいまから、令和5年度第3回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、河南秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（河南秘書課長）

本年1月29日に第2回労使間意見交換会を開催し、令和6年度農林水産予算概算決定、組織・定員を議題として意見交換を行ったが、その際の職員団体の皆さんの御要望も踏まえ、4月以降の業務運営上の諸課題等を議題として意見交換したいと考えている。

限られた時間ではあるが、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いします。

（三宅秘書課人事企画官）

それでは、意見交換を始めるに当たり、出席者を紹介する。当局側として、河南秘書課長、横田地方課管理官、窪山参事官、柴田新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課調整官、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、川本農産局総務課長、山里農村振興局総務課長、河村水産庁漁政課長、大坂秘書課人事調査官、そして秘書課人事企画官の三宅である。

職員団体側として、渡邊書記長、村上財政局長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）である。

（渡邊書記長）

今ほど、2024年度予算概算、組織・定員を踏まえた4月以降の業務運営に関する課題・問題点に対する当局見解及び、地方組織における業務の見直しが示されたところである。

前回の労使間意見交換会でも申し上げたように、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえた農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となるが、地方組織に偏重した定員純減が継続するなかで4月以降の体制においていかに円滑な業務運営を図るかが重要となる。

そのため、私たちは、第2回労使間意見交換会での論議を踏まえ、4月以降の業務運営に関する課題等について意見集約を行ったところ、短期間の取組ではあったが数多くの意見が報告されたところである。

それでは、示された内容について、担当より何点か伺う。

（関調査交渉部長）

はじめに、地方農政局等・地域拠点について伺う。

経営所得安定対策及び統計業務の見直しが進められているが、本局集約に伴う本局・支局の業務分担及び人員配置等を示すこと。

（川本農産局総務課長）

経営所得安定対策業務の本局集約に伴う本局と地域拠点の業務分担については、全国の地域拠点職員が参加し定期的に開催している業務の効率化に向けたWTの中で議論を進め、本局に移管する業務と地域拠点に残す業務についても考え方を策定しているところであり、近日中に本局と地域拠点の職員に対し、説明したいと考えている。

また、人員配置については、業務見直しの進捗を踏まえながら調整してまいりたい。

（玉原統計部管理課長）

「農林水産統計見直しの工程表」で示したとおり、地方農政局等本局統計部は管内の区域に係る主要な統計作成の拠点としての役割を担い、地域拠点は現場でなければ実施できない業務を担当することになる。

また、人員配置については、農林水産統計の見直しの進捗を踏まえながら具体化してまいりたい。

（関調査交渉部長）

年々増加している社会人採用者に対する、研修・メンター等のフォロー体制を確立すること。

（河南秘書課長）

社会人経験を有する経験者採用者が増えていることから、今年度から秘書課では「いつでも困ったときに見ることのできる」各種研修動画を研修掲示板にて配信しているところ

である。

また、経験者採用者については年度途中の採用が多く、これまでこうした年度途中の採用者は翌年度4月の採用者研修に参加していたが、令和6年度からは農林水産省職員としてすぐに学ぶべき講義（サービスのほか法令・予算の制度等）については、オンライン等により年度途中の適切なタイミングでも実施することとしたところである。

その他の研修の実施についても引き続き検討するとともに、メンター制度等の実施により、経験者採用者の採用後のフォローに努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

定年延長により本年4月からは色々な雇用形態の職員が混在することから、各世代の職員が高いモチベーションを維持し、円滑な業務運営を行うための業務分担等を示すこと。

（河南秘書課長）

定年延長（役降り・非役降り・再任用等）により、60歳を超える職員の働き方に変化がある一方、そのような職員を受け入れる職場・職員についても様々な変化が生じることになるため、円滑な業務運営を行うための業務計画や必要に応じた業務見直し等を適切に行い、各世代の職員がそれぞれの職場において、十分に能力が発揮されるよう努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

次に、広域監視官による監視業務についてである。

「自主申告」、「口頭注意」については更なる業務の効率化・簡素化を検討すること。

また、立入検査の手法改善について、判断基準の明確化や更なる検査手法の改善を行うこと。

（平中消費・安全局総務課長）

監視業務については、監視効果を落とさず効率的に対応することが重要である。このため、「自主申告」、「口頭指導」、「立入検査手法」、「判断基準の明確化」を含む検査手法の改善について、現場の意見を踏まえて不断の見直しを行っていく考えである。

なお、令和6年度の監視業務については、地方農政局等から出された意見を踏まえ、GSS 端末やデジタル技術の利活用による事業者対応の一層の省力化、口頭指導を適用する範囲及び事案の軽重判断のための基準の一層の明確化等の所要の見直しを行い、地方農政局等に示したところである。

（関調査交渉部長）

牛トレサのエラー解消のためには、飼養管理者の意識改善が必要であることから、生産者への更なる指導を行うこと。

（平中消費・安全局総務課長）

届出エラー等への対応については、その発生を減少させるため、令和6年度中に牛の管理者等が届出に利用する届出 Web システムの改修を進める予定としており、改修後、チラシの配布等を通じ、届出 Web システムの改修が完了した旨及びその利用拡大に係る周知並びに制度の普及・啓発、指導等を進める予定としている。

(関調査交渉部長)

次に、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する業務及び経営所得安定対策等業務についてである。

申請手続き等の電子化に向けた eMAFF の推進については、地域再生協議会等の理解のもとに進めること。

また、手続の簡素化、わかりやすいマニュアルの整備、研修会等を開催すること。

(川本農産局総務課長)

令和5年度からほとんどの地域再生協議会等で eMAFF を活用した電子申請の対応が可能となり、今後も地域再生協議会等も含め丁寧に情報等を共有するとともに、電子申請の推進を図ってまいりたい。

また、eMAFF を活用した電子申請が普及しても、地域拠点等における審査・確認業務は行う必要があるため、引き続き手続等の簡素化を進めるとともに、業務担当者向けマニュアルの整備及び説明会等を実施してまいりたい。

(関調査交渉部長)

本局への業務移管にあたっては、具体的な要綱の抜本的見直し及び申請書類の簡素化について示すこと。

(川本農産局総務課長)

経営所得安定対策等業務の本局移管に当たり、全国の地域拠点職員が参加し定期的開催している業務の効率化に向けたWTにおいて、業務の簡素化（スリム化）に係る意見等を集約し、その意見等の中で早期に取り組めるものは令和6年度から改善を図ることとしてその内容を示しているところである。

引き続き、更なる手続の簡素化に取り組んでまいりたい。

(関調査交渉部長)

本局への移管により申請者情報の審査業務の負担は軽減されると考えられるが、交付金算定事務は残ることから、年間を通じた業務の軽減を図ること。

また、本局への業務移管に伴う、本局及び地域拠点が対応する事務処理の具体化、人員配置等を示すこと。

(川本農産局総務課長)

基本的に交付申請者情報の審査業務は令和6年度までに、また交付金算定に係る作付面積・生産量等の審査業務は令和11年度までに段階的に本局等に業務移管することになっているところであるが、各地方農政局等と地域拠点の事情等も踏まえ、全国の地域拠点等の職員が参加し定期的開催している業務の効率化に向けたWTにおいて、更なる業務の効率化を検討してまいりたい。また、本局への業務移管に伴う人員配置等については、令和11年度に向けて各地方農政局等の業務実態に即して調整してまいりたい。

(関調査交渉部長)

次に、農商工等連携促進法の認定業務及び指導・連絡調整業務についてである。

農商工等連携促進法の認定業務及び指導・連絡調整業務について、本局と地域拠点の業

務分担を明確にすること。

（柴田新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課調整官）

農商工等連携促進法の認定業務及び指導・連絡調整業務に係る本局と地域拠点の業務分担及び関わりについては、本局においては主として農商工等連携事業計画の認定業務で、地域拠点においては同計画に関係する現場での対応が必要な案件について対応いただいております。組織改編後もその内容について、これまでと変わるものではない。なお、農商工等連携関係についての当該業務運営に支障が生じないよう本省・農政局・地域拠点と連絡を密にして対応してまいりたい。

（関調査交渉部長）

次に、統計業務についてである。

業務の見直しに伴い地方の業務負担が当初より増えている一方で、定員削減が先行していることから、業務量に見合った要員を配置すること。

（玉原統計部管理課長）

職員数と業務量とのバランスに留意しつつ、農林水産統計見直しの工程表に基づき統計業務の効率化を推進しているところであり、職員の負担が過重とならないように取り組んでまいりたい。

（関調査交渉部長）

専門調査員を確保するため、業務内容や収入面等も含めた調査員調査の体制について早急に示すこと。

（玉原統計部管理課長）

専門調査員の業務内容等については、調査の見直しを踏まえたものとなるが、現場において大きな混乱が生じないよう、見直し内容の具体化に併せた説明等に意を用いてまいりたい。

（関調査交渉部長）

被害応急調査が廃止されたが、災害発生時には統計ラインから情報提供を求められることから、企画調整室との調整を行うとともに、震災対応マニュアル等を整理すること。

（玉原統計部管理課長）

統計組織が担当している農林水産業被害情報については、収集・報告の廃止と併せ、震災対応マニュアルの改正を行う方向で、今後、省内関係部局間で調整してまいりたい。

（関調査交渉部長）

実査業務の民間委託移行の行程が順調に進んでいないことから、課題について検証すること。

（玉原統計部管理課長）

調査の見直しに当たっては、適正な品質が確保された統計が作成されるよう、試行調査

・研究を計画的に実施しており、これらの結果を踏まえて、より適切な見直し内容となるよう取り組んでまいりたい。

(関調査交渉部長)

続いて、地方参事官室業務についてである。

参事官室の業務負担が増加していることから、企画調整室と各部局との調整・連携を強化すること。

(横田地方課管理官)

農林水産業改革の着実な推進に向けて、地方参事官室が担う「現場と農政を結ぶ」機能が今後とも十分に発揮されることが重要である。

次年度以降も引き続き、地方参事官室に求められる役割や業務量を踏まえ、関係部局と連携してしっかりと対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

食料安全保障の強化に係る業務の推進について、地方参事官室の体制整備を図ること。

また、増加する輸出促進業務への対応やみどり戦略の円滑な推進にむけて、本局・参事官室の体制の整備や情報共有を行うとともに、必要な人員を配置すること。

(横田地方課管理官)

新たな農林水産施策を現場段階で着実に実施するため、地方参事官室に求められる役割を踏まえ、関係部局と連携し、必要な人員配置や体制整備に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

GSS 端末の活用について、研修の充実を図ること。

(窪山参事官)

LAN システムから GSS への完全移行により、令和 6 年 1 月以降、農林水産省の本省及び地方組織で働く全職員が、持ち出し可能な GSS 端末（モバイル端末）を持ち、GSS に備わる Teams、Power Automate など業務の効率化に役立つアプリを利用することができるようになったところである。

各部署において業務の効率化の取組を自律的に進められるようにするためには、GSS のアプリの基本操作だけでなく、アプリを利用した業務の効率化の取組事例などを基にした実践的な操作研修を進めることが必要と考えている。

このため、GSS への移行期間中も、本省及び地方組織の職員を対象とした研修を繰り返し行って来たところである。令和 6 年 10 月には、地方農政局及び北海道農政事務所の企画調整室に、行政手続のオンライン利用の推進と GSS のアプリ等を利用した業務見直しを推進する役割を担うデジタル変革推進専門官・専門職が新たに設置される。こうしたことも踏まえ、GSS アプリの基本操作、アプリを利用した業務の効率化の取組事例の発表の場などを定期的で開催し、省全体として業務の効率化の取組を本格的に推進していく考えである。

(関調査交渉部長)

続いて、国営土地改良事業所等についてである。

2024 年度予算において、人員減により超過勤務の増加が見込まれるなか、超過勤務予算は昨年と同額程度であるが、十分な予算となっているのか。

また、業務に必要な旅費、庁費、超過勤務予算を配分すること。

(山里農村振興局総務課長)

超過勤務手当及び事務経費等については、令和6年度定員や、近年の予算執行状況等を勘案し、業務遂行に支障が生じることのないよう必要な予算を確保しているところであり、各事業所等において円滑な業務遂行が図られるよう適切な予算配分に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

国営事業地区の着工にあたっては、円滑な事業実施を図るため全体実施設計を十分検討したうえで行うこと。

(山里農村振興局総務課長)

国営土地改良事業の着工にあたっては、着工後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資するため、土地改良事業計画等における工事計画の詳細について全体実施設計を行っているところであり、引き続き、全体実施設計について、工事実施に必要十分な精度を有し、円滑な事業実施に実効あるものとしてまいりたい。

(関調査交渉部長)

係長の欠員が多く専門官が実務の主体となっていることから、係長クラスの中堅層職員を配置すること。

(山里農村振興局総務課長)

職員数の極端に少ない年齢層の平準化を図るため、引き続き経験者採用等に取り組み、人員の確保を図ってまいりたい。

(関調査交渉部長)

災害対応にあたっては、人員不足により通常業務に支障をきたしかねないことから、業務調整を的確に行うこと。

(山里農村振興局総務課長)

自然災害の激甚化・頻発化等に伴い、災害対応業務が増加しているところであるが、職員に過度な業務負担が生じないように十分に配慮してまいりたい。

(関調査交渉部長)

農業土木職員は全国的に人員不足となっているなか、欠員が補充されず業務量が増加していることから、早急に解消すること。

(山里農村振興局総務課長)

事業所等の人員については、各地方農政局の実員の実情及び事業所の業務量等を勘案の

上、必要な人員を配置しているところである。

加えて、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における円滑な業務の遂行に支障が生じないように、人材の確保及び適切な人員配置に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

入札契約手続きの効率化に必要な体制整備を図り、更なる効率化を図ること。

(山里農村振興局総務課長)

入札契約手続きの効率化に当たり、事業所等の業務負荷の大きい技術提案書審査業務を担うことを目的に、地方農政局本局に 10 人の新規増員を確保し、体制整備を図ることとしているところであり、引き続き、更なる効率化に向けた検討を進めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

1 月 1 日の発災以降、能登半島地震からの一日も早い復旧に向け、北陸農政局をはじめ全国各地から延べ 6,000 人を超える職員が派遣され、厳しい環境のなか懸命に災害対応を行っているところであるが、職員派遣はいつ頃までを見込んでいるのか。

また、今後、復旧・復興に向けてどのように対応していくのか伺う。

(山里農村振興局総務課長)

能登半島地震に際しては、被災地での施設の緊急点検及び応急復旧、被災自治体への業務支援など、厳しい現場環境の中、多くの職員のみなさまに多大なる御尽力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

震災からの復旧・復興に早急に対応していくため、農林水産省組織規則第 286 条の 2 に基づき、北陸農政局管内の西北陸土地改良調査管理事務所、土地改良技術事務所及び河北潟周辺農地防災事業所に災害復旧事業に関する事務を分掌し、これら事業所等を拠点として、農地海岸事業及び農地地すべり事業を県に代わって国が施行する直轄代行事業や、管水路の破損などの被害を受けた国営造成土地改良施設の復旧のための直轄災害復旧事業を実施することとするなど、引き続き体制を整備していく予定である。

なお、現時点において、職員派遣の終了時期をお示しすることは困難であるが、職員派遣の必要性については、今後の災害復旧事業の進捗等に基づき、適切に判断してまいりたい。

(関調査交渉部長)

続いて、植物防疫所についてである。

業務量の増加、業務が高度化・複雑化していることから、業務に必要な人員を配置すること。

また、若手職員の割合が高いことから、経験の有無等も考慮した人員配置を行うこと。

(平中消費・安全局総務課長)

人員の配置については、限られた人員を各所の業務状況等を勘案して配置しているところである。今後とも業務量等を的確に把握し、業務分担、配属等を工夫して特定の職員に負担が偏らないよう配慮するなど、円滑な業務運営に努めてまいりたい。

また、若手職員の配置に当たっては、経験の有無等も考慮した配置に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

本年4月に設置される福岡支所福岡空港担当の業務運営を円滑にするため、丁寧な職員説明を行うとともに、当局がリーダーシップを発揮し環境整備を図ること。

(平中消費・安全局総務課長)

福岡支所統括植物検疫官(福岡空港担当)を設置して、管理職による直接管理により効率的な業務運営を行うものであり、福岡空港出張所長から職員に対し説明を行っているところであるが、引き続き職員とのコミュニケーションを図り、業務を円滑に行うことができる環境づくりに努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

続いて、動物検疫所についてである。

2024年度予算について、マンパワー不足を補う非常勤職員の雇用経費や業務の効率化に必要な外注予算を確保すること。

(平中消費・安全局総務課長)

アフリカ豚熱などの越境性疾病の国内への侵入を防ぐため、令和6年度は検査対応に係る補助員の雇用に必要な経費を確保するとともに、業務の効率化に資するためホームページ改修等広報活動に必要な予算が認められたところである。

引き続き業務に支障が生じないよう必要な予算の確保に努め、適切な検疫体制を確保して円滑な業務運営を行ってまいりたい。

(関調査交渉部長)

検疫強化等により通常業務においても応援態勢による業務運営となっていることから、業務に必要な人員を配置すること。

(平中消費・安全局総務課長)

実員の配置に支障が生じないよう、令和6年度は、新規採用者の採用を行うだけでなく経験者の採用も行い人員を確保したところである。今後とも、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応してまいりたい。加えて、育児休業の代替職員の確保等、育児休業や休暇を取得しやすい環境整備に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

郵便物検査では重い荷物を取り扱うため、特定の職員に負担がかからないよう対策を実施すること。

(平中消費・安全局総務課長)

人員の配置については、業務への適性、職務経験等を踏まえ、適材適所の考え方に従って実施しているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。なお、職階ごとの研修を実施し、職員のスキル向上に努めているところである。

(関調査交渉部長)

最後に、漁業調整事務所についてである。

漁業監督官の複数乗船体制について、いまだに1人乗船の実態にあることから、複数乗船に必要な人員を配置すること。

また、漁業監督指導官ポストについて、必ず乗船業務に携わるような人事配置を行うこと。

(河村水産庁漁政課長)

漁業取締体制を強化するとともに漁業取締時の安全を確保するため、複数乗船体制の確立を目指して、引き続き定員確保に努めてまいりたい。

また、新規採用に加え、ここ数過年度に渡り、水産庁・漁業調整事務所の技術系・事務系それぞれにおいて、係長級職員の採用に向けた経験者採用の公募を行っているところであり、令和6年度においても引き続き業務の実態に見合った人員の確保に努めるとともに、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

必要な定員を確保するため、欠員を早急に解消すること。

(河村水産庁漁政課長)

必要な定員の確保に加え、新規採用者等の人員の確保により業務遂行に支障が生じないように努めてまいりたい。

(渡邊書記長)

4月以降の地方組織における業務運営の課題に対して、一定の見解が示されたところである。しかし、職場では定員純減が継続されているなか、新たな農林水産施策への対応が求められていることから、今回示された見解に基づき、本省関係部局と各地方組織が十分に連携を図り、万全な対策・対応を講じていただきたい。

また、4月以降の円滑な業務運営に向けて、現場段階で改善を図る課題も多く出されていることから、

- ・ 業務運営にあたっては、各管理者が日常的に職員とコミュニケーションを図り、業務分担や業務計画の進捗状況を把握し、的確に工程管理や業務マネジメントを行うこと。
 - ・ 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」など、農林水産行政を巡る諸課題に的確に対応するため、職員の意見を十分に踏まえ実効ある業務の見直し・効率化を行うこと。
 - ・ 超過勤務の縮減にあたっては、厳格な勤務時間管理のもと、事前命令の徹底を図ること。また、上限時間の規制を完全に遵守した上で、実効ある超過勤務縮減対策を講ずること。さらに、超過勤務手当は全額支給すること。
 - ・ 各分会から関係当局に対し、職場段階で円滑な業務運営を行うための要請書を提出するので、現場の意見を真摯に受け止め誠意を持って対応すること。
- を強く求める。

(河南秘書課長)

本日の意見交換会の議論については真摯に受け止めさせていただく。

まず、業務運営全般については、管理職のマネジメントの下、適切なコミュニケーション等を通じて、業務運営状況を適宜把握しながら、業務の見直し・効率化を着実に進めつつ、計画的な業務運営に取り組むこととしたい。

また、超過勤務については、人材情報統合システムを活用し、勤務管理者が職員個々の超過勤務の内容及び所要時間を事前に把握した上で、必要最小限の超過勤務とするよう、その必要性を見極めるとともに、やむを得ず超過勤務を命じる場合においても、事前命令を徹底しているところである。

最後になるが、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の対応に向けて、本省と地方機関等が一体となり協力して取り組んでいくことが重要と考えており、御協力をお願いしたい。

(三宅秘書課人事企画官)

以上をもって、令和5年度第3回労使間意見交換会を終了する。

以 上